

ID: 0432

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯許可の取消し		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉の配湯に関する規則 第6条		
例規番号	平成17年規則第173号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (配湯許可の取消し)  第6条 市長は、条例第4条第2項に定める場合のほか、配湯許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、配湯の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可された配湯を使用する権利の一部又は全部を他に譲渡し、又は貸与したとき。  (2) 前条の是正勧告に従わないとき。  (3) 前各号に定めるもののほか、公益上特に必要と認める条件に反したとき。</p> <p><b>【基準】</b>  長門市営湯本温泉条例  第4条 配湯許可業者は、前条に規定する配湯料金について前月分を翌月10日までに納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、配湯許可業者が前項の規定に違反したときは、配湯を停止し、又は配湯許可を取り消すことができる。</p> <p>長門市営湯本温泉の配湯に関する規則  (是正勧告)  第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、配湯許可業者に対し、湯本温泉配湯の適正な管理に係る勧告書（別記様式第7号）により是正勧告することができる。</p> <p>(1) 配湯使用量が配湯許可量を超えたとき。  (2) 配湯使用量が配湯許可量を下回る状態が相当期間にわたり継続しているとき。  (3) 条例第10条の施行命令に従わないとき。  (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が是正勧告が必要と判断したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日